

労務担当からのお知らせ

最低賃金改定のお知らせ

福岡県の最低賃金が以下のとおり改定されます。



地域別最低賃金		効力発生日
福岡県最低賃金	1時間 814円	平成30年 10月1日
特定最低賃金		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 950円	平成30年 12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 905円	
輸送用機械器具製造業	1時間 923円	
百貨店、総合スーパー	1時間 867円	
自動車（新車）小売業	1時間 915円	

- これらの特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金（1時間814円）が適用されます。
- 最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。
- 最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- 月給制の場合は、月給を1ヶ月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。
- 派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。



詳しくは、福岡県労働局労働基準監督課賃金室
☎ 092-411-4578 fax 092-411-4875
または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。